

○北杜市北部ふるさと公苑条例

平成18年6月30日

条例第51号

北杜市北部ふるさと公苑条例（平成17年北杜市条例第181号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、し尿処理施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 北部ふるさと公苑

位置 北杜市長坂町中丸916番地

（管理）

第3条 北杜市北部ふるさと公苑（以下「公苑」という。）の管理は、市長が行う。

（職員）

第4条 公苑に必要な職員を置くことができる。

（処分する廃棄物）

第5条 公苑において処分する廃棄物は、別表に掲げる北杜市の区域で収集した廃棄物であって、次のとおりとする。

（1）し尿

（2）浄化槽の清掃に伴い排出された汚泥

（休業日）

第6条 公苑の休業日は、次に掲げる日とする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（2）日曜日

（3）8月及び12月を除く月の第2土曜日及び第4土曜日

（4）年末年始（12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、前3号に該当する日を除く。）

2 前項の休業日は、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる

る。

(搬入時間)

第7条 処理施設へのし尿の搬入時間は、次に掲げる時間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項に掲げる休業日及び土曜日を除いた日 午前8時30分から午後4時まで

(2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

(公苑を利用できる者)

第8条 公苑を利用できる者は、法第7条第1項の規定による市長の許可(以下「許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)とする。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者が、法又はこの条例及びこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(4) 公益上必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公苑の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 利用者が、し尿を処理するため公苑に投入しようとするときは、別表に掲げる公苑の利用に係る使用料(以下「使用料」という。)に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を納入しなければならない。ただし、10円未満については

切り捨てるものとする。

2 前項の使用料の基礎となる数量は、公苑の計量器及び処理票による。

(指定管理者による管理)

第11条 公苑の管理は、第3条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により公苑の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、公苑の休業日を変更し、又は搬入時間を変更することができる。

3 第1項の規定により公苑の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 公苑の利用に関すること。

(2) 公苑の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公苑の運営に関して市長が必要と認める業務
(利用料金)

第13条 第11条第1項の規定により、公苑の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に公苑の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、第10条第1項に規定する額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、第10条第1項及び別表の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金の収入)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(運営委員会)

第15条 公苑の効率的な運営を行うため、北杜市北部ふるさと公苑運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月10日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第5条、第10条関係)

区域	種類	単位	使用料
高根町、長坂町、大泉町、小淵沢町、白州町	し尿浄化槽汚泥	1,000リットル	9,000円